

平成28年度通所介護事業者に対する集団指導 Q&A

| No. | 該当ページ   | 質問  | 回答   |
|-----|---------|---|--|
| 1   | p.2,40  | <p>育児短時間勤務制度（6時間勤務）を活用して就業を希望する看護職員がいる場合、中重度者ケア体制加算の要件として緩和措置等はありませんか？</p>  | <p>中重度者ケア体制加算における看護職員の配置基準は、「指定通所介護を行う時間帯を通じて、専ら当該指定通所介護の提供に当たる看護職員を1名以上配置していること。」とされています。<br/>常勤は要件でないため、育児短時間勤務制度を活用する看護職員についても緩和措置等はなく、実際に配置された時間で判断することになります。</p>  |
| 2   | p.12,13 | <p>通所介護計画書において送迎の有無を記入するよう指導があったが、現在迎え（自宅着）送り（事業所発）時間記入欄を設けているがそれだけでは不十分なのか。現在の書式以外に送迎の有無記入欄を設けた方がいいのか。</p>                 | <p>資料p.12の計画書はあくまで厚生労働省が示した例示ですので、「迎え（自宅着）送り（事業所発）時間記入欄」で送迎に関する位置付けができるのであれば、新たに送迎の有無記入欄を設ける必要はありません。</p>  |
| 3   | p.36    | <p>個別機能訓練加算（I）に必要なチェックリストについて<br/>①平成27年4月よりチェックリストを作成しているが、その後は更新時、区変のあった時だけでいいのか？<br/>②「生活状況の確認」とあるが、この時もチェックリストが必要か？</p> | <p>個別機能訓練加算を算定する場合、3月ごとに1回以上、利用者の居宅を訪問し、利用者の居宅での生活状況（起居動作、ADL、IADL等の状況）を確認し記録する必要があります。<br/>貴事業所のいう「チェックリスト」が、厚生労働省より示された「興味・関心チェックシート」「居宅訪問チェックシート」と同様のものを意味する場合、更新時、区変のあった時だけでなく、3か月に1回以上作成が必要です。<br/>作成されていない場合は加算の要件を満たさないため、報酬返還の対象となります。</p> |
| 4   | p.80    | <p>「生きがいデイサービス事業」について、「介護予防・日常生活支援総合事業」との関係で、その事業内容等に変更が予定されているのか？（総合事業に統合されるのか？）</p>                                       | <p>平成29年4月の総合事業開始時点においては、「生きがいデイサービス事業」に関する変更は予定されていません。<br/>（高齢者支援課、地域包括支援課確認）</p>  |